

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第5号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(加算額等)	(加算額等)
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
3 略	3 条例第22条の4第2項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>13,000円</u>	(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>12,000円</u>
(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>2万円</u>	(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>18,000円</u>
(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>26,000円</u>	(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>24,000円</u>
(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>33,000円</u>	(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>3万円</u>
(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>38,000円</u>	(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>35,000円</u>
(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>43,000円</u>	(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>4万円</u>
(8) 1,500キロメートル以上 <u>2,000キロメートル未満</u> <u>48,000円</u>	(8) 1,500キロメートル以上 <u>45,000円</u>
(9) <u>2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満</u> <u>53,000円</u>	
(10) <u>2,500キロメートル以上</u> <u>58,000円</u>	
(権衡職員の範囲等)	(権衡職員の範囲等)
第5条 略	第5条 略
2 略	2 略
3 略	3 条例第22条の4第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) <u>次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配</u>	(1) <u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定による派遣又は職</u>

偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に勤務する学校に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定による派遣又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと。

(2)～(6) 略

(7) 第2号から前号までの規定中「学校を異にする異動又は勤務する学校の移転に伴い」とあるのを「第1項各号に掲げる者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は学校の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（第1項各号に掲げる者であった者にあつては、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）

(8) 略

附 則

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

2 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第56号）附則第12項の規定により読み替えられた条例第22条の4第2項に規定する3万円を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、26,000円とする。

員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと（以下この号及び第7号において「復帰」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰の直前の住居から当該復帰の直後に勤務する学校に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(2)～(6) 略

(7) 第2号から前号までの規定中「学校を異にする異動又は勤務する学校の移転に伴い」とあるのを「第1項各号に掲げる者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は復帰に伴い」と、「異動又は学校の移転」とあるのを「適用又は復帰」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（第1項各号に掲げる者であった者にあつては、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）

(8) 略

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

所属長印		單身赴任届	
單身赴任手当に関する規則第7条の規定に基づき、次とおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。（住民票の写し等証明書類 年 月 日 通添付） 年 月 日 受理			
略	配偶者と別居した年月日		略
	年 月 日		
	配偶者と別居した事情		
現在の居	本人の住居	入居年月日	年 月 日
住状況等	本人の住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子（生年月日） <input type="checkbox"/> 子（生年月日） <input type="checkbox"/> 子（生年月日） <input type="checkbox"/> その他（続柄） <input type="checkbox"/> その他（続柄） <input type="checkbox"/> その他（続柄） <input type="checkbox"/> その他（続柄）	
	配偶者の住居	異動直前の本人の住居と <input type="checkbox"/> 同じ。 <input type="checkbox"/> 異なる。（ 入居年月日 ）	
	異動直前の住居から勤務学校までの通勤経路及び通勤方法	別紙の(1)に記入	
	配偶者の住居から勤務学校までの通勤経路及び通勤方法	別紙の(2)に記入	
	配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び交通方法	別紙の(3)に記入	
略	略		略
別紙 略			

別記様式（第7条関係）

所属長印		單身赴任届	
單身赴任手当に関する規則第7条の規定に基づき、次とおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。（住民票の写し等証明書類 年 月 日 通添付） 年 月 日 受理			
略	配偶者と別居した年月日		略
	年 月 日		
	配偶者と別居した事情		
現在の居	本人の住居	入居年月日	年 月 日
住状況等	本人の住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子（生年月日） <input type="checkbox"/> 子（生年月日） <input type="checkbox"/> 子（生年月日） <input type="checkbox"/> その他（続柄） <input type="checkbox"/> その他（続柄） <input type="checkbox"/> その他（続柄） <input type="checkbox"/> その他（続柄）	
	配偶者の住居	異動直前の本人の住居と <input type="checkbox"/> 同じ。 <input type="checkbox"/> 異なる。（ 入居年月日 ）	
	異動直前の住居から勤務学校までの通勤経路及び通勤方法	別紙の(1)に記入	
	配偶者の住居から勤務学校までの通勤経路及び通勤方法	別紙の(2)に記入	
	配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び交通方法	別紙の(3)に記入	
略	略		略
別紙 略			

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（住居手当に関する規則の一部改正）
- 住居手当に関する規則（昭和49年香川県教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第4条 条例第22条の2第1項第2号の教育委員会規則で定める職員は、<u>單身赴任手当に関する規則（平成2年香川県教育委員会規則第10号）第5条第3項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）</u>で、<u>同規則第5条第3項第3号</u>に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他の教育委員会が人事委員会に協議して定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者）<u>にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定による派遣又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰）の直前の住居であった住宅（教育委員会が管理する宿舍並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして教育委員会が人事委員会に協議して定める住宅を借り受け、月額12,000円を超</u></p>	<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第4条 条例第22条の2第1項第2号の教育委員会規則で定める職員は、<u>單身赴任手当に関する規則（平成2年香川県教育委員会規則第10号）第5条第3項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他の教育委員会が人事委員会に協議して定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者）<u>にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定による派遣又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰）の直前の住居であった住宅（教育委員会が管理する宿舍並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして教育委員会が人事委員会に協議して定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。</u></u></p>

える家賃を支払っているものとする。